

厚生常任委員会記録

令和元年9月13日（金）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時16分

○出席委員（7名）

1番 竹内博之委員 2番 成田大介委員 8番 木村隆洋委員
13番 蒔苗博英委員 16番 小田桐慶二委員 20番 石田久委員
27番 宮本隆志委員

○出席理事者（9名）

市民生活部長	三浦直美	市民課長	成田春美
市民課長補佐	葛西正樹	建築指導課長	佐藤久男
企画課長	澁谷明伸	健康こども部長	外川吉彦
こども家庭課長	佐々木隆史	子ども家庭課保育係長	佐藤洋佑
情報システム課長	羽場隆文		

○出席事務局職員（2名）

次長 菊池浩行 書記 附田準悦

【午前10時00分 開会】

○委員長（蒔苗博英委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案3件であります。

議案第31号 弘前市手数料条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） まず、議案第31号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（三浦直美） それでは私のほうから、議案第31号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票の写しに係る交付手数料を追加し、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い関係規定を整備するなど、所要の改正をしようとするものであります。

まず、住民基本台帳法関係であります。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係

者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律、いわゆるデジタル手続法が本年5月31日に改正されたことに関連して住民基本台帳法の改正が行われております。

同法改正の内容といたしましては、住民票の除票——除票とは、すなわち転出や死亡等で住民登録が抹消された方の過去の記録に関する住民票であります。その取り扱いに関して、従来は住民基本台帳法第12条第1項から第4項までの規定に基づき通常の住民票と一体的に取り扱いをしておりましたが、今回の住民基本台帳法一部改正により、法第15条の4が除票に関する規定として新設されました。

また、戸籍の附票の除票につきましても同様に、従来は法第20条に基づき現在の附票と除票とを一体的に取り扱いしておりましたが、法第21条の3が除票に関する規定として新設されております。あわせて、除票の保存期間が現行の5年から150年に延長されるほか、戸籍の附票の記載事項に性別や住民票コードを加えるなどの改正がなされているものであります。

お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。こちらは手数料条例の新旧対照表であり、左側が現行の条文及び別表であります。右側は、その改正案となっております。別表の見出しで番号としており、数字が記載されているのが別表の番号であります。

1 ページ目、現行をごらんいただきたいと思います。

別表の16番と17番はもともと削除となっており、空白でありましたので、今回の改正では番号の繰り上げも行っております。

2 ページ目の現行、18番をごらんいただきたいと思います。

こちらは、住民票を交付した場合に手数料を徴収する規定であります。これを改正案では別表の項番16へ繰り上げし、除票の規定に関する記載を加えております。それが、1 ページ目にお戻りいただいて、右側の16番になります。

なお、こちらに除票に関する記載を加えるのは、年金請求手続等の際に、請求者の現在の住民票と除票者、いわゆる死亡された年金受給者のことを指しますが、の除票を混在させて発行するケースがあるためであります。

1 ページ目、右側の17番は、除票を交付した場合の規定として新設するものであります。

2 ページ目にお移りいただきたいと思います。

左側の19番は、住民票の記載事項証明書を交付した場合に手数料を徴収する規定であります。右側の18番に繰り上げしてございます。

なお、記載事項証明書とは、住民基本台帳に記録された情報をもとに申請者が持参する任意の様式に対して証明を行うケースが主であります。個人情報保護の観点から、住民票の中から重要でない情報、例えば前住所地などを省略した証明書であります。

次に、右側の別表19は、除票の記載事項証明書を交付した場合の規定として新設するものでございます。

次に、右側の別表20の2は、戸籍の附票——戸籍の附票とは、当市に戸籍を持つ方の住所地登録の履歴を管理するための帳票のことであります。その公証も行っております。その戸籍の附票の除票を交付した場合の規定として新設するものであります。

20番の戸籍附票の写し交付手数料から枝分かれしたものでありますので、参考として20番も記載しております。20番に関しては、改正はございません。

次に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法の一部改正に伴う部分について御説明申し上げます。

資料1の3ページ目をごらんいただきたいと思います。

3ページ目から16ページ目までは、手数料条例の別表第67の8及び第67の9を抜粋したものでございますが、これは建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を行う際の手数料額を規定したもので、第67の8が新規の認定申請、第67の9が変更の認定申請に係るものでございます。いずれも手数料額の改正はありませんので、こちらは参考として記載してございます。

17ページ目をごらんいただきたいと思います。

右側の別表備考第13号が今回新設する規定でございます。また、その新設により、左側の現行の備考第13号から第19号までを、右側の改正案では第14号から第20号までに1号ずつ繰り下げいたします。

改正の内容といたしましては、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更の認定に係る手続において、複数の建築物が連携することで成立する省エネ性能向上の計画についても認定が可能となることから、1件で同時に複数棟の申請があった場合、建築物1棟ごとに手数料を算定し、それを合計した額を徴収する旨を別表備考第13号において規定するものでございます。

最後に、附則において本条例の施行期日を規定してございます。施行期日でございますが、住民基本台帳法の改正に係る部分は条例の公布日からの施行とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に係る部分は改正法施行日からの施行としたものでございます。

以上が議案第31号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案の内容でございます。十分なる御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○16番（小田桐慶二委員） 非常に難しくてわかりづらいのですが、確認を含めて。

まず、住民基本台帳法の改正については、要は除票についての手数料を別個に定めたということですね。今までは一緒にやっていたものを、除票の項目を別個に規定するという理解でいいのか。

それと、今の建築物エネルギー云々のところなのですが、これはどういう方がどういう場合に申請するものなのでしょうか。

○市民生活部長（三浦直美） 今、小田桐委員のほうからお話があったとおり、これまで住民票の写し交付手数料、それから住民票記載事項証明手数料、戸籍附票の写し交付手数料、この中に除票の部分も含まれておりましたが、それを別に分けたものというふうに理解していただければと思います。

○建築指導課長（佐藤久男） 今規定する複数棟の認定に係る部分については、いわゆるコージェネレーションシステムというような大規模な施設を建設する場合に想定されていまして、一つの建物に設備を設けまして、そこから複数のほかの建築物にエネルギーを供給するというときに申請されるもので、当市においてはそのような、大規模な建物は、今は想定されておりませんが、法で定められましたので、今回、手数料条例を改正するものでございます。

○16番（小田桐慶二委員） 建築物エネルギーについては、当市では、現実問題としてはなかなかないということでありまして、この申請をして計画の認定を受けるということなので、認定を受ければどういうメリットがあるのか、参考までに。

○建築指導課長（佐藤久男） 複数の建物での申請のメリットというのは二つございまして、複数の建築物にエネルギーを供給するための省エネ性能が向上する設備を設置する場合、設置するスペースについて、複数の建築物の床面積の10分の1まで容積率が緩和されるという規定が

あります。これが一つです。さらに、国が新たに創設する補助事業の交付の対象となることの2点がメリットと考えてございます。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入れかえ〕

議案第32号 弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第32号弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（三浦直美） 議案第32号弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、印鑑登録証明書の旧氏に関する規定を整備するなど、所要の改正をしようとするものであります。

主な改正点は2点ございまして、旧氏登録開始への対応と、性的マイノリティの方への配慮を行うための改正であります。

1点目の旧氏登録に関してであります。国が進める女性活躍推進に関連した住民基本台帳法等改正の中で住民基本台帳に旧氏を登録する規定が加えられてございますので、それに対応するための改正であります。

本年11月5日以降、本人から記載申し出があった場合には、住民基本台帳に旧氏を登録することが可能となります。そのため、旧氏が登録された場合においては、印鑑登録証明書へ旧氏を記載すること、旧氏をあらわす印鑑を印鑑登録することなどを可能とするための改正を行うものであります。

お手元の資料1の1ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらは新旧対照表となっており、左側が現行の条文、右側が改正案となっております。

旧氏に関連する部分では、第3条第2項が、登録ができない印鑑に関する規定であります。同項第1号中、上から10行目ほどになりますが、「氏、名」の次に「旧氏」と根拠規定の記載を加えております。ほかには、同項第2号中の「氏名」の次、1ページ目の下から5行目付近の

第6条第1項第3号中の「氏名」の次へ旧氏の記載を加えております。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。

上から11行目の、第11条第2項第3号においても旧氏に関する記載を加えております。

次に、2点目といたしましては、性的マイノリティの方への配慮を行うための改正であります。

市では、平成30年11月に弘前市男女共同参画プラン2018～2022を策定し、「一人ひとりが互いを尊重しあい心豊かに暮らせるまち弘前」を目指す姿とし、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人等が安心して暮らせる環境整備を進めることとしております。

その中で、性的マイノリティの方への配慮として、現在、市が様式を定める証明書等において、法的に義務づけられたもの等を除いては性別の記載を不要とする、また、性別欄の記載が必要であると判断した書類等についても配慮して表記する方針としたところであります。

印鑑登録証明書への性別の表記につきましては、資料1の2ページ目、改正案の下から6行目あたりとなりますが、第12条第1項において印鑑登録証明書での証明を行う事項を規定しております。同項の規定が現行の条文では、第6条第1項第3号から第7号までが証明事項となっておりますが、これを改正案では同項第3号、第4号、第6号及び第7号とし、第5号を除くものであります。第5号が1ページ目、下から2行目の「男女の別」となっておりますので、改正により印鑑登録証明書に性別の表記が行われないこととなります。

このほかの改正についてであります。2ページ目の改正案、上から4行目をごらんいただきたいと思います。

現行では「磁気テープその他これに類する物」としていた文言を、改正案では「磁気ディスク」へと見直ししております。

1ページ目にお戻りいただいて、改正案の下から7行目をごらんいただきたいと思います。

こちらに「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておける物を含む。以下同じ。)」という文言を加えております。これらは、現在では実情として磁気テープ等を記録媒体として用いることはありませんので、実情に沿うよう見直しを行っております。

これらは、議案第31号で御説明したデジタル手続法との兼ね合いもありますが、国が示す印鑑登録事務処理要領においても見直しされた部分であります。

また、1ページ目の現行、上から3行目の「本市の」を、改正案では「本市が備える」とした部分や、1ページ目の現行、下から5行目の「記録されている」を、改正案で「記載がされている」とした部分などは文言の見直しを行った部分でございます。

以上が本議案の内容でありますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(蒔苗博英委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番(石田久委員) 今回の議案第32号弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案というのを見まして、なかなかわからないところがあって、資料の中に性的マイノリティの方への配慮というのがあって、そのところをちょっとお聞きしたいなと思っています。

一つは、印鑑登録証明書だけが性別欄の記載がなくともいいのかということですね。「男女の別」が削除されるということなのですからけれども、住民票記載事項証明書などはそれが必要なかどうか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

○市民課長(成田春美) ただいまの質疑についてお答えいたしたいと思います。

印鑑登録証明書以外の対応の一例といたしまして、印鑑登録証明書は基幹系のシステムから発行されるものですので、同じシステムから出力されるものとして、例えば国保の保険証がご

ざいます。保険証においては、性別は法令で表記することが求められる項目になりますので、印鑑登録証明書のように性別表記を撤廃することはできませんが、裏面記載という表記を行いまして、配慮することを行います。これは、特に申し出を受けた方に対しては、保険証の表面の、本来、性別が表示される欄に「裏面記載」という印字をし、裏面に手書きで性別を記載するというものでございます。

効果としては、医療機関の窓口で保険証を提示した際、受診する方が何も言わずとも、受け手側が見た目上の性別と保険証上の性別が異なるということを理解できるようになりますので、受診される方の精神的な負担を緩和することを狙いとした取り組みとしてございます。

記載事項証明書につきましては、性別は撤廃いたします。

○企画課長（澁谷明伸） 男女共同参画を企画課のほうで担当していますので、保険証以外の部分で私のほうからお答えさせていただきます。

今回の戸籍の証明書の性別の撤廃を受けまして、市といたしましても、そのほかの書類で性別の記載があるものを調査いたしました。その結果、全庁で207の書類が、申請書であったり、アンケートだったり、証明書であったりというものに男女の性別の記載がございました。207件ございました。それで、その207件に対しまして改めて、今のLGBT——性的マイノリティの方への配慮を全庁で取り組んでいきたいと思いますというところで、性別の記載の必要のないものは性別欄を廃止するというものが76件ございます。また、どうしても業務上、性別を把握する必要がある、ただ性別を把握するに当たって、男性・女性のどちらかを選んでもらうのではなくて、男性とか女性とかを記述式にして、自分が考えている性別を記載してもらうような形で配慮してもらおうと。そういう見直しをしたものが25件ございます。残り約100件はどうしても、健診の部分であったり福祉のほうの部分とかで、どうしても性別の把握が必要なものがございましたので、今のところ約半分をそういうふうな形で見直しすることにしております。

○20番（石田 久委員） かなり、207の書類の中で半分というような形でやると思うのですけれども、今回、性的マイノリティのところ、LGBTですか、Lがレズビアンで、Gがゲイで、Bがバイセクシャルかな、それからTがトランスジェンダーということで呼ばれているみたいですが、この問題で、今回どうしてこういう形で、国のほうで提案されたのか。身体的な性別と性の自認が一致しない人を指すとか、いろいろあると思うのですけれども、その辺について、今までだったら、例えばレズビアンだとかゲイとか、そういうような形で今回、四つから成っている中で、これがどうして今回、国のほうでも導入されて、弘前市がこれを受けて、県内の状況とかを含めましてどうなっているのか、その辺についてお答えしていただきたいと思えます。

それと、これを見ますと、11月5日から施行するとかと書いていますけれども、市職員の対応とか研修とか、それからそういうような行政窓口の対応マニュアルとか、そういうものも多分やらなければだめだと思いますけれども、その辺についてはどうなのか。

それから、学校現場で活用するパンフレットとか、そういうようなものの作成をするのかどうか。先ほどは、医療機関への対応とかというのが、ちょっとお話がありましたので、かなり波及するのかなと思いますので、その辺のところですね。

それから、あとトイレ表示の見直し、男と女の、これがどうなのかとか、それから相談窓口とかについてはどういうふうな状況になっているのかと。それから、コミュニティスペースなどがあるのかどうか。

あと、今回、性的マイノリティということで、厚生労働省で何か調査したのかもしれない

けれども、人口の7.6%という調査結果が出ているわけですけれども、具体的に弘前市内でいけばどういう実態なのかとかを把握しているのかということをお答えしていただきたいと思います。

○市民生活部長（三浦直美） まず1点目、国においてというようなお話が今、石田委員のほうからありましたけれども、先ほどの条例案の説明の中でも申し上げましたとおり、市では平成30年11月に弘前市男女共同参画プランの2018～2022年版を策定しております。こういった中で、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人等が安心して暮らせるといった中での、現在、性的マイノリティを抱える方への配慮といったことが、市の様式の中にある証明書等においてございましたので、これを法的に義務づけられているものを除いて、その性別の記載を不要とするような形をとろうということで、今回、条例案の中に盛り込んだものであります。

○企画課長（澁谷明伸） 続きまして、まず一つ目の職員への研修という部分でございます。これまで市のほうで取り組んできたものとしたしましては、選挙の入場券での男女の記載を廃止しましたとか、市民向けのセミナーとかを行ってございましたが、職員向けに、こういう性的マイノリティの方に対しての研修というのは行っておりませんでした。今年度、新任の課長補佐・係長級を対象とした研修で弘前大学の男女共同参画推進室の先生にお越しいただきまして、性的マイノリティの方への対応の仕方とか考え方、自治体職員としてどういうことができるかという部分で御講義いただいて、そういう方への職員の理解促進を図ることとしております。

また、窓口の対応マニュアルでございますが、現在、そういう方への対応という具体的マニュアルは、正直、今は用意してございません。ですので、先ほど申し上げました研修等をまず行って、市職員の理解をまず深めていって、丁寧な対応をしていくというところから始めていきたいと思っております。

あと、学校現場につきましては、先生方が委員となっております性教育調査研究委員会がございまして、そこで先生方に対して性教育への手引きという部分で性的マイノリティにも触れてございます。あとは、委員の皆様が小学校で授業を行ったり、中学生に対しまして、性的マイノリティに関して扱っている学校もあるというふうに向っております。

あと、トイレの表示につきましては、現段階では特段、対応を考えてございません。どうしても、性的マイノリティの方の本人の意思も尊重しなければいけないのですが、ほかの利用者の方も当然いらっしゃいます。ですので、そういう部分での調整というのはどうしても必要になってくる問題になるかなと思っておりますが、現段階では多目的トイレなどを活用していただけたらというふうに思っております。

あと、相談窓口の部分でございますが、性的マイノリティの方専門の相談窓口というものはございませんが、市民生活センターなどで行っている市民相談とか人権相談などを御活用いただければと思っておりますし、あとお子様の問題であれば教育センターなどが相談窓口ということで設けてございますが、現段階ではなかなか、ちょっとそういう部分での相談件数というのは実際ございません。

最後に、市の中での性的マイノリティの状況を把握しているのかということでございますが、申しわけございません、市の中でどのぐらいの方がいらっしゃるかというのは、正直、数値的なものとしては把握しておりませんが、そういう性的マイノリティの方への理解促進を図るための団体もございまして、市民の中にはそういう活動の当事者もいらっしゃるというのは聞いております。ですので、職員が常に窓口でそのような方へもしっかりと対応できるような形で、職員研修などで、まず市役所の中からできるところをしっかりと対応していきたいというふう

に思っています。

済みません、あとコミュニティースペースですね。あと、コミュニティースペース、そういう方を対象とした特別のコミュニティースペースというのは設けてはございません。ただ、市役所から発信はいたします。それが市民の中にも広がっていったら、そういう方たちが周りの目を気にしないで普通に、ヒロロであったり、そういう公共施設を活用できるような形の雰囲気づくりというか、そういう地域になっていくようにしていきたいと思っております。

○市民課長（成田春美） 印鑑登録証明書の性別表記について、他市町村の取り組み状況ということについてお答えしたいと思います。

県内の9市の条例を確認したところ、現在、性別欄の撤廃を行っている市町村はございません。近隣では、盛岡市と仙台市では既に撤廃しているということを確認しております。

当市の基幹系システムでは、パッケージ標準で印鑑登録証明書の性別を表記するか・しないかを設定することができる仕様となっております。そのため、同一のシステムを利用している市区町村の運用状況をベンダーに確認したところ、東日本で50市区町村ある顧客のうち、印鑑登録証明書の性別を表記しない設定としている市区町村は四つということでした。ただし、首都圏の大都市に限ると、七つのうち三つとなっており、首都圏、大都市においては取り組みが進んでいる状況でございます。

○20番（石田 久委員） 驚くことがかなりありまして、ちょっとついていけないなと思っております。

それから今、部長がお話しされた、平成30年11月の弘前市男女共同参画プラン2018～2022の策定に基づいてということで、これはちょうど国の方針と合致としたのかなと思っております。やはり総務省のほうでも、2016年の末に印鑑証明書の性別欄を省略可能とする通知を全国に出している中で、今は、県内では弘前市が一番最初にやるということなのですけれども、そういう中で、来年オリンピックがあるわけですけれども、国際オリンピック委員会のほうではオリンピック憲章に性的指向による差別禁止を盛り込むということで、LGBTを差別する国は開催にふさわしくないとされるということで、差別の解消が必要条件になったということで報告になっているわけですけれども、それを見て国とか、あるいは各自治体のほうでこのようなことが急遽、急遽というか、議員がほとんど知らない中で、急遽出された中でこれをやろうとしていますので、この問題についてはかなり親切丁寧に、それからいろいろな、本人が来ても、プライバシーのところもあると思うのですけれども、積極的にやっていただきたいと思っております。

○16番（小田桐慶二委員） 性的マイノリティの方への配慮の説明の中で、公的に義務づけられたものを除いては性別の記載を不要とするということなのですが、法的に義務づけられたものというのはどういうものがあるのか。

それと、この条例の改正案が可決された後に、可決されたとすれば、いろいろ、そういう性的マイノリティの方々への周知というのはどのようにしてやるのか。やっぱり市民への、なったという周知方法をどう考えているのか、この二つをお願いいたします。

○市民課長補佐（葛西正樹） 法的に義務づけられている証明書等ということでございますが、我々市民課の所管であれば、例えば住民票に関しては必ず性別の表記が求められるということで、記載事項証明書というものでございましたら、住民票の中から証明する項目を選ぶことができますので、性別を表記しないということも考えられます。

ほかやはり、保険証等でしたら医療給付の兼ね合いで、やっぱり生理学上の性別というのが重要な項目になってきますので、そういったものに関しては省略することができないと、必

ず表記が義務づけられているというふうに解釈しております。

続きまして、アナウンス方法に関しましてですけれども、当然、広報誌を通じまして市民の方に広報をしていくとともに、当然、保険証等で裏面記載等を行うと、受け手側の対応ということもございますので、医療機関なり、介護の関係であれば介護福祉のほうの関係のある施設のほうにということで、関係課を通じた文書等での周知を行って、社会全体に対してアピールしていくということを考えております。

○16番（小田桐慶二委員） 保険証については必ず表記しなければならないわけですので、希望すれば表には「裏面記載」という表示で、裏面には手書きで男女の性別を書けるというのですが、これは今までですと、更新時期になると自動的に保険証が送られてきているわけですよ。それで、「私は裏面記載にしてほしい」という申し出はどのタイミングで、どういう形でやるのですか。

○市民課長補佐（葛西正樹） 申し出は、11月5日から取り扱いを開始いたしますので、周知の対策を講じた上で、受け付けの窓口としては市民課のほうで相談を承って、これに特定の帳票に関して性別を表示しないだとか、裏面記載をするということに関して要望・申し出がございましたら、我々のほうでデータの登録をして、それぞれの帳票に、裏面記載だとかというような記載がされるような、入力というか、処理をするということでございます。

○27番（宮本隆志委員） 今の小田桐委員のあれで、では本人が「私はそうです」と言えば、はいそうですかという。例えば、医者 の 証明書とかそういったものが、その辺はおもしろ半分て来る人はいないだろうけれども。

○市民課長補佐（葛西正樹） 特に、審査に当たって診断書等の提出を義務づけるというものはございませんので、その申し出があれば、我々としては裏面記載等の処理を行うということでございます。

○27番（宮本隆志委員） では、あくまでも自己申告でいいということですか。

○市民課長補佐（葛西正樹） はい、自己申告で対応させていただくということになります。

○27番（宮本隆志委員） それともう一つ、今、確かに市役所がこれを積極的にやっているのだけれども、ちょっとわかったらでいいのだけれども、行政が一生懸命やっているのに対して、一般社会ですね、そういうところは、何というのですか、現状というか、結構、一般社会でもそういうのがありますよね。そういうほうの、何といえいいのか、要するに今、行政が一生懸命やっても一般社会の協力がなければ、行政だけが、印鑑証明書だけやっても意味がないわけだから、例えば一般社会でも、それに似たような、例えば国がそういうのを積極的にやりなさいとか、そういう国の動きというか、行政の動き。例えば、市では、アンケートとかはどうでもいいのだろうけれども、ただ結構ありますよ。銀行はわからないな。通帳をつくるときに男女のあれを書くところとかはあるのか。（「書きます」と呼ぶ者あり）あるのか、通帳をつくるときに。ということがあるから、一般社会の今の動きというのはそういう方向で進んでいるのかどうかという、それだけでいいです。

○企画課長（澁谷明伸） 先ほども少しだけ申し上げましたが、市のほうでも市民の方を対象にした性的マイノリティの理解を深めるためのセミナーを開催したこともございます。また、ことし、青森市のほうでそういう方たちのパレードというのもございました。やっぱり自分たちを理解してほしいというか、そういう部分でそういうことも行っておりまして、市といたしましても、やっぱり市役所の中でまずやれることをやりつつ、こういう動きを地域内に広げていくように何かしら検討していきたいと思っております。

○2番（成田大介委員） 私はちょっと、先ほど来、先輩たちの、いろいろ聞いていましたのであれなのですけれども。

私は、ちょっと内々にそういう、LGBTというような当事者がおりまして、さっきの青森市のパレードではないのですけれども、いろいろ聞いてはありました。当初は、5年前だったか、6年前だったか、当初は何か3人だか5人からスタートしたものが、もう本当に300人ぐらいそういう方々が集まってパレードをするというようなところだったのですけれども。

当事者たちは、本当に、理解できないかもわからないのですけれども、何なのでしょう、生きづらさというよりも、もうそれなのですね。例えば、女性の方が男性の気持ちを持っていれば、もう男なのですね。そして、男の方が女性の気持ちを持っていれば、もう女性なのですよ。なので、その辺は今後いろいろ、我々も本当に理解をして、圧倒的に少数ではあるでしょうけれども、やっぱりそこはちゃんと受け入れていかなければいけないのではないかなと思うわけなのですけれども。

ただ、私の質疑が、さっきから証明書の種類とかなんとかと言っているのですけれども、男女の記載がなくなることによって、例えば男性であっても「かおる」とか「ちはる」とか、そういう、ちょっとどちらとも受け取れるような名前があるではないですか。その辺で何か、困るといえるか、何かそういうものはあるものですか。

○市民課長補佐（葛西正樹） 氏名等は戸籍に基づいて登録されているものになりますが、裁判所のほうで、信教上の理由等で氏名を変更される方がいらっしゃいまして、その届け出が年間、大体三、四件ぐらいございます。それで、その中には現在でも性同一性障がいを持つ方で、男性の方が女性っぽい名前とか、あるいはどちらとも受け取れる名前に変更したりとか、逆に女性の方が男性っぽい名前にしたりとかというような形で、戸籍の届け出によって名前のほうを変更されるという方は一定数いらっしゃいますので、方法としてはそういった方法は確保されているというものでございます。

○2番（成田大介委員） 最後、質疑ではないのですけれども、もし何か、そういう説明会とか、そういうセミナー的なものとかがあるのであれば、私も当事者たちを呼んで、前に立たせてもいいので、それは協力します。

○1番（竹内博之委員） 2点。今回、印鑑証明登録証の男女の別を除外するために条例の改正を行うということで、結局、市役所の中の書類でも半分ぐらい、200のうち半分ぐらいが男女の記載をしなくてもいいとのことなのですけれども、それに係る条例の改正とかが今後必要なのかというのと、もう一つ、印鑑証明書は私も前の職場で結構使っていたことがあるのですけれども、例えば想定として、「いや、性別を入れてください」と言う人がいた場合は対応できるのかということだけ、2点お願いしたいと思います。

○企画課長（澁谷明伸） 私のほうからは、1点目の御質疑についてお答えいたします。

済みません、説明不足で。200件でこれから見直しをしていくのですが、条例改正が必要なものというのがこれだけだったのです。あとは規則とか、規則に定められていない任意の様式でしたので、まず規則に定められているものは、企画課のほうで取りまとめて、今年度中に規則改正をして整理します。あとは、規則にも定められていない任意の様式については、随時更新していきます。

○市民課長補佐（葛西正樹） ただいまの御質疑でございますが、印鑑条例のほうを今回改正させていただくということになりますので、以後は印鑑証明書上に男女の別を表記するということができなくなりますので、もしどうしても性別を証明しないといけないという場合は、あわ

せて住民票等を添付していただいで確認していただくということになります。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入れかえ〕

弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
議案第33号 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 最後に、議案第33号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康子ども部長。

○健康子ども部長（外川吉彦） 議案第33号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い創設された子育てのための施設等利用給付について、その事務において個人番号を利用するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容を資料で御説明いたしますので、配付の資料1をごらんください。資料1は、今回の改正に関する概要となっております。

初めに、1、改正の概要をごらんください。

子ども・子育て支援法の一部改正により創設された子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により個人番号の利用範囲に追加されたことから、本市が保有する特定個人情報を当該事務において内部利用するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2、改正の内容をごらんください。

改正の内容につきましては、特定個人情報を内部利用する事務を規定している本条例別表2の33の項中に子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務を追加するものであります。

次に、配付の資料2をごらんください。

資料2は、本条例案において追加となる子育てのための施設等利用給付の創設根拠となる幼児教育・保育の無償化の概要となっております。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 一つは、今回の施設等利用給付についてなのですけれども、支給事務において個人番号を利用するために、マイナンバー登録ということなのですけれども、マイナンバーを登録しないとこれはだめなのかどうか、これが1点目です。

それから2点目は、資料2のほうにあります保育無償化の対象についてなのですけれども、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童はどれぐらいなのか。課税世帯とか非課税世帯とかがありますし、さらに保育に通っていない子供たちもいると思うので、その内訳をお願いしたいというのと、それから2点目は、3歳から5歳までの全ての児童ということで、これも保育に通っている児童がどのくらいかと、保育に通っていない児童がどのくらいなのかというところですか。そこをお願いしたいと思います。

それから3点目は、弘前市は国以上に保育料を援助してきましたけれども、これからは無償ということなのですけれども、今までどれぐらいの援助をしたのか。例えば、年間で何千万円だとか、いろいろあると思うのですけれども、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

それから、今回、10月からの無償化により、保育所などに入所される子供が多くなったのではないのかと思うのですけれども、その辺についてわかればお答えしていただきたいと思っています。

○こども家庭課長（佐々木隆史） そうすれば、最初のマイナンバー登録を行う必要があるのかどうかということについてでございますけれども、マイナンバー登録については、出生時に皆さんのマイナンバーが振り分けられております。それで今回の、申請時へのマイナンバーの記載については、公的な軽減のために、このことを丁寧に説明して記入をお願いすることとなりますけれども、個人番号の記載がない申請書を提出された際であっても書類は受理して、不利益がないように、適切に処理していきたいと思っております。

続きまして、無償化の対象者ということですが、ゼロ歳から2歳児までの世帯数ということで、委員からお尋ねですけれども、ちょっと人数のほうでお答えしたいと思います。9月1日現在のゼロ歳から2歳までの子供、全体では2,263人となっておりますけれども、そのうち保育の無償化の対象となる非課税世帯対象者は約140人程度と見込んでおります。ただし、そのうち120人については市独自の保育料軽減策により既に無償化しておりますので、今回、新たに無償化の対象となるのは約20人と見込んでおります。

また次に、3歳から5歳までの子供たちですけれども、9月1日現在の総数は3,584人となっております。それで、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用している児童数は3,505人で、全員が現在、無償化の対象となっております。それでまた、通っていない子供は、差し引き79人ということになります。

済みません。先ほどの、ゼロ歳から2歳児までの中で、保育所に通っていない子供たちは950人ということですが、済みませんでした。

続きまして、3番目で、これまで市ではどれぐらいの援助をしましたかということですが、30年度の決算ベースで申し上げますと、保育所の軽減分としては約3億6600万円、認定こども園、幼稚園のほうですか、2億5900万円ということで、総額6億2500万円ほどを市が軽

減分として援助しております。

続きまして、副食費の免除ということですが……。

○委員長（蒔苗博英委員） ふえたかどうかです。

○こども家庭課長（佐々木隆史）（続） 済みません、ふえたかということですよ。これに関しては、幼児教育・保育の無償化が実施された場合の保育需要については、当市においては、ある程度の増加は想定されております。ただし、国の無償化対象である3歳から5歳児については、大半の児童が既に教育・保育の提供を受けております。また、零歳から2歳児の住民税非課税世帯については、国に先んじて市独自の保育料軽減策により既に無償化しております。

これらのことから、教育・保育の提供を受けていない児童が一定程度いるものの、今回の無償化により大幅な保育需要の増加にならないものと見込んでおります。

○20番（石田 久委員） 今のところで見ますと、保育の無償化ということで、ゼロ歳から2歳までは2,263人の方が保育所に預けられていて、950人の方が保育所に通っていないというのでよろしいですね……。済みません、そこをちょっともう1回。

実は、市からもらった、ゼロ歳から2歳とか、2歳までは、ゼロ歳は1,011人の子供がいる、1歳は1,161人の子供がいる、2歳は1,120人の子供がいるということで、市のほうからもらったのですけれども、これでいくとゼロ歳から2歳までで3,290人の子供がいるので、それで私が聞いたのは、そのうち非課税・課税世帯はどのぐらいなのか、あるいは保育所に通っていない世帯はどうかということに疑問したのですけれども、今の、2,263人が通っていて、そのうちの非課税世帯が何名で、課税世帯の子供たちが何名かということをもう一度、ちょっとお答えしていただきたいと思っています。ちょっとわからなかったもので、もう1回お願いしたいと思います。

それから、3歳から5歳までのところはわかりました。

それから3番目のところ、今まで国以上に保育料を弘前市が援助してきたのですけれども、弘前市のあれを見ると、ここに書いて、弘前市では保育料を軽減していますと。今までは、年間15万円を市は負担していますということで、1カ月でいけば1万2500円が市の軽減分というのであるのですけれども、そういう中で、合わせて6億5000万円の援助をしているというふうな、さっきの答弁……。ちょっともう一度確認します。3億6600万円と、それからというところをちょっともう1回。

なぜかという、6億5000万円のそういうお金がありますと、実は、平川市では10月から、この給食のところを無償化するというものであります。ですから、この6億5000万円を、今まで市が国以上に保育料を軽減した分を、副食とか食費のところに戻すためにはどのぐらいお金がかかるのか。そのところを、実は事前に何ぼかかるのかと言ったら、市のほうからもらったのが、約1億円という形で資料をもらったのですけれども、そういうふうな状況であれば、給食というか、そのところも無償にできるのではないかなと思っていますし、市の負担というのはそうでもないのかなというように思っていますけれども、その辺についてもう少し詳しくお答えしていただきたいと思っています。

無償化によって保育所などが、子供が多くなるのではないかというのは、誰でも予想しているけれども、そうでもないという話なのですけれども、その辺について再度お願いしたいと思います。

○こども家庭課長（佐々木隆史） ゼロ歳から2歳児までの子供の全体の数、9月1日現在でございますけれども、2,263人でございます。それに対して、課税者が2,143人、非課税が120人

となります……済みません、これまでの、ゼロ歳から2歳児までで独自にゼロ円と軽減されていた方が120人います。それでもって、今回、10月から無償化することによって20人がプラス、非課税ということになりますけれども、20人プラスになる予定だということでございます。

3番でよろしいですね。30年度の決算額ということでございますけれども、保育所の軽減分として3億6600万円です。それで、認定こども園については2億5900万円ということで、合わせて6億2500万円を、30年度の決算ベースですけれども、の軽減ということでございます。

あと、副食費の関係ですけれども、市のほうで、一般的には、副食費については個人負担ということになるのですけれども、これを弘前市で皆さん方全員を無償化、無料にするということとした場合、年間で1億円ほどの経費がかかるという見込みでございます。

○健康こども部長（外川吉彦） 先ほど6億2500万円というお話がありました。これはこれまで市が義務負担に加えて負担してきた分で、今回の無償化によって国・県の負担分がふえますので、多少軽減はされますが、これ全てがなくなるというわけではございませんので、そのあたりは誤解のないようにお願いします。

○20番（石田 久委員） 済みません、先ほどの、ゼロ歳から2歳までのところが2,263人と答えているのですけれども、例えば市からもらった、ゼロ歳から2歳までを足していくと3,292人になるわけですけれども、例えばおぎゃあと生まれてから何カ月か、半年してから子供を預ける方もいるし、だからどうしても計算が合わなくて、そのところをちょっとお答えしていただきたいのと、それから、先ほど、市は今まで国以上に保育料を援助してきたということが6億2500万円ということなのですけれども、それに対して今度は、今まで副食が保育料に入っていたから負担がなかったのが、今度は食事ということで市がまとめて、市が出している資料を見ると、副食と主食が今度は入らないのだよという図を市のほうで出しているのです。そうなったときに、負担が何ぼかといったら約1億円だということであったので、これは平川市みたいに、そういう副食とかのそこは、そういう財源などで出していたのだから、それは市でできるのではないかと思うのですけれども、無償化についてはどう検討されているのかということをお答えしていただきたいと思います。

○こども家庭課長（佐々木隆史） 大変、失礼しました。ゼロ歳から2歳の子供たち、9月1日現在ですけれども、これは全体でいきますと3,292人でございます。先ほど、2,263人と言ったこの人数は保育所を利用している人数ということで訂正させていただきます……。

○委員長（蒔苗博英委員） 答弁。答弁をお願いします。
暫時、休憩いたします。

【午前11時09分 休憩】

答弁準備のため、休憩したところである。

【午前11時09分 開議】

○委員長（蒔苗博英委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○こども家庭課長（佐々木隆史） 済みません。当市の保育所における食材費の取り扱いについては、基本的には国が示した内容に沿って取り扱うこととしております。内容的には、年収360万円未満相当の世帯の子供たち及び第3子以降の子供たちについては、副食費は免除とい

うことになっております。また、食材費が実費徴収となる世帯の場合でも、無償化される保育料の額のほうが大きいことから、全ての保護者の経済的負担が減るということで考えております。

○委員長（蒔苗博英委員） まだ答弁されていないものがあります。副食費の関係なのですが、無償化できるか・できないかの質疑がありましたけれども、その答弁がなされていないのでよろしくをお願いします。

○健康子ども部長（外川吉彦） 無償化についての考えでございますが、今回、保育料の無償化に伴いまして保育料の軽減が拡大される部分もございます。ただ、副食費については、御家庭によっても実際かかるものでございますので、全てを無償化にするというものでは、こちらのほうでは今のところ考えていないものであります。

ただ、今回の制度の改正によりまして副食費も、無償となる範囲も拡大されておりますので、実際に副食費がかかる方というのは収入で360万円以上の方と。そういうような方でも第3子以降は無償というふうになりますので、そのようにして取り扱いたいと考えております。

○8番（木村隆洋委員） 今回の改正内容で子育てのための施設等利用給付を加えていますけれども、いわゆる無償化の、保育園とかでない方々の一番ニーズがあるところが、多分、認可外保育を一番想定しているのかなと思っておりますけれども、市内に認可外保育、預かり保育、一時保育というのは具体的にどのぐらいあるのでしょうか、もし把握していれば。

○子ども家庭課長（佐々木隆史） 認可外保育施設が市内に9カ所でございます。預かり保育事業が7カ所、一時預かり事業が55カ所、病児保育事業が4カ所というふうになっております。

○8番（木村隆洋委員） 今回、3歳から5歳までが3万7000円、ゼロ歳から2歳児に関して4万2000円まで給付、これ国の話なので、この額というのは、どうこうというのはないのは承知しているのですが、この利用者がここまで、この額までは、3万7000円、4万2000円までは出ますけれども、普通の保育園・幼稚園に通っている方は完全無償化、ゼロ歳から2歳児の課税世帯は除かれますけれども、認可外とか預かり保育を使っている人たちがここまでの給付で実質無償化になるのかどうか。やっぱり、新たにどうしてもこれ以上、支出が出ることが想定されるのか、この辺はどうなのか。

○子ども家庭課保育係長（佐藤洋佑） 新たな子育てのための施設等利用給付のそもそもの、3歳から5歳児の3万7000円とゼロ歳から2歳児の4万2000円の給付の基準というのが、全国の認可保育所の平均に基づいて給付されることとなっております。それで、市内の認可外保育施設の料金等を確認したところ、この額よりも、利用料に関して上回っている施設はございませんでした。なので、弘前市においてはこの給付の額で、利用料の部分に関しては間に合う計算となっております。

○2番（成田大介委員） 資料2の、3番目の内容の(2)のところなのですが、これは2番の対象、ゼロ歳から2歳までは住民税非課税世帯の児童ということでよろしいですか、(2)に対しても。

○子ども家庭課長（佐々木隆史） はい、そのとおりでございます。

○2番（成田大介委員） では、これは、2番の対象と、3番の内容というのは、(1)も(2)もこの対象のままでいいということで、はい。

○子ども家庭課長（佐々木隆史） そのとおりです。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時16分 散会】